

公益財団法人笹川スポーツ財団 職員給与規程

平成23年4月6日

規 程 第 6 号

改正 平成25年5月24日 規程第33号

改正 平成29年4月1日 規程第58号

改正 平成31年4月1日 規程第65号

改正 令和元年6月12日 規程第73号

改正 令和6年5月31日 規程第80号

第1章 総 則

(総則)

第1条 公益財団法人笹川スポーツ財団職員就業規則（平成23年4月6日 規程第2号、以下「職員就業規則」という。） 第23条により職員の給与については、職制の区分により支給することとし、この規程に定めるところによる。

(職制の区分)

第2条 職制の区分は、以下のとおりとする。

- (1) 事務局長 (4 等級)
- (2) 部長 (4 等級)
- (3) 副部長 (準4 等級)
- (4) 課長 (3 等級)
- (5) 係長 (2 等級)
- (6) 担当 (1 等級)

2 事務局に特定の事務等に専任する職員を置くことができる。

第2章 一般職員に関する給与

(適用範囲)

第3条 この章は、職員のうち、前条に定める事務局長、部長、副部長、課長の職制にある職員（以下「役付職員」という。）並びに特定の事務等に専任する職員（以下「専任職員」という。）

を除く職員（以下「一般職員」という。）を対象に支給する給与について定める。

（給与の区分）

第4条 一般職員の給与は、次の区分により支給する。

- (1) 基本給は、役割責任給及び扶養手当とする。
- (2) 諸手当は、時間外勤務手当、住宅手当、通勤手当、食事手当及び特別手当とする。

（役割責任給）

第5条 役割責任給は、月額とし、理事長が別に定める役割責任給基準表により支給する。

第6条 一般職員の受ける役割責任給は、その職務に期待される役割並びにその者の経歴、経験等を考慮して決定する。

（扶養手当）

第7条 扶養手当は、被扶養者のある一般職員に支給する。

- 2 被扶養者とは、所得税法（昭和40年法律第33号）に定める控除対象配偶者及び扶養親族をいう。
- 3 扶養手当は、月額とし、理事長が別に定める。
- 4 扶養手当は、一般職員に新たに被扶養者としての要件を備える者が生じたときは、その事実が生じた日の属する月から支給を開始し、要件を欠く者が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（月の初日にその事実が生じた場合はその月）から支給を停止する。
- 5 扶養手当の支給を受けようとする者は、所定の様式により受給の申請をしなければならない。
- 6 被扶養者としての要件を欠く者が生じたときは、すみやかに所定の様式により届け出をしなければならない。

（時間外勤務手当）

第8条 時間外勤務手当は、所属長の命令により勤務時間外又は休日に勤務をした一般職員に支給する。

2 時間外勤務手当の額は、勤務時間外又は休日に勤務した労働時間（分単位）に対して、次の算出方法により算出した額とする。

(1) 時間外労働（法定内時間外労働）

$$\frac{(\text{役割責任給月額} + \text{住宅手当} \cdot \text{食事手当}) \times \text{時間外労働時間}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.00$$

(2) 時間外労働（時間外労働）

$$\frac{(\text{役割責任給月額} + \text{住宅手当} \cdot \text{食事手当}) \times \text{時間外労働時間}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.25$$

(3) 休日労働（7時間未満の場合）

$$\frac{(\text{役割責任給月額} + \text{住宅手当} \cdot \text{食事手当}) \times \text{休日労働時間}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.35$$

(4) 休日労働（7時間以上で代休を取らなかった場合）

$$\frac{(\text{役割責任給月額} + \text{住宅手当} \cdot \text{食事手当}) \times \text{休日労働時間}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.35$$

(5) 休日労働（7時間以上で代休を取った場合）

$$\frac{(\text{役割責任給月額} + \text{住宅手当} \cdot \text{食事手当}) \times (\text{休日労働時間} - 7 \text{時間})}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.35$$

$$+$$

$$\frac{(\text{役割責任給月額} + \text{住宅手当} \cdot \text{食事手当}) \times (7 \text{時間})}{\text{月平均所定労働時間}} \times 0.35$$

(6) 深夜労働（午後10時から翌日午前5時まで）

$$\frac{(\text{役割責任給月額} + \text{住宅手当} \cdot \text{食事手当}) \times \text{深夜労働時間}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 0.25$$

3 前項における月平均所定労働時間は、次の方法により算出する。

$$\frac{(\text{1年間における所定労働日数}) \times 7 \text{時間}}{12 \text{ヶ月}} \quad \text{※小数点第1位未満切捨}$$

(住宅手当)

第9条 住宅手当は、次の各号の一に挙げる区分により支給する。

- (1) 同居の被扶養者を有する一般職員
- (2) 世帯主であって同居の被扶養者を有しない一般職員
- (3) その他の一般職員

2 住宅手当は、月額とし、理事長が別に定める。

3 前2項の規定による住宅手当の受給の要件を備えるに至ったときは、その事実が生じた日の属する月から支給を開始し又は増額支給し、その要件を欠くに至ったときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（月の初日にその事実が生じた場合はその月）から、減額支給し又は支給を停止する。

4 住宅手当の支給を受けようとする者は、所定の様式により受給の申請をしなければならない。

5 住宅手当の受給の要件に変更を生じ又はその要件を欠くに至ったときは、すみやかに所定の様式により届け出をしなければならない。

(通勤手当)

第10条 所定の交通機関を利用して通勤する者に対しては、通勤手当を支給する。

(特別手当)

第11条 特別手当は、毎年夏季及び冬季において、予算の範囲内で支給する。

2 前項の特別手当の支給細目は、理事長が別に定める。

(昇給又は降給)

第12条 一般職員が現に受けている役割責任給の額を受けるに至った時から12月を下らない期間の成績の程度に応じて昇給又は降給させることができる。

2 昇給又は降給の細目は、理事長が別に定める。

3 昇給又は降給の時期は、毎年4月1日とする。

(昇給又は降給の特例)

第13条 昇給又は降給の時期以外の時期において、新たに採用された一般職員の昇給又は降給については、前条第1項に定める期間にかかわらず、採用後の最初の昇給又は降給の時期において昇給又は降給させることができる。この場合における昇給又は降給の額の計算方法は、理事長が別に定める。

(給与の支給日及び支給方法)

第14条 一般職員に対する給与（特別手当を除く。以下本項について同じ。）の支給日は、毎月16日（その日が休日に当たるときは、その前日とその日に最も近い休日でない日）とし、その月の初日から末日まで（時間外勤務手当については、前月の初日から末日まで）の間の給与を支給する。ただし、第11条に規定する特別手当を支給する日又は理事長が特別の理由があると認めた場合にあっては、そのつど理事長が別に定める日とすることができる。

2 給与は、本人の希望に基づきその者に支給すべき金額の全部又は一部を本人の預金口座へ振り込むことによって支給することができる。

(休職者の給与の特例)

第15条 休職を命ぜられた一般職員に対する休職期間中の給与は、第4条本文の規定にかかわらず支給しない。

2 一般職員が傷病により休職した場合は、全国健康保険協会管掌保険の給付申請を行うことができるものとする。

3 一般職員が命により他の機関に派遣され、当該機関により給与を受ける場合には、当該職員の給与は、支給しない。ただし、理事長が、別に定めるところにより特別手当を支給することができる。

(新規採用者等)

第 16 条 月の初日以外の日において、新たに一般職員となった者、復職した者及び役割責任給の額に変更があった者に支給するその月の役割責任給、扶養手当、住宅手当、通勤手当及び食事手当の額は、日割計算により算出した額とする。

(退職者等)

第 17 条 一般職員が休職を命ぜられ、退職し、解雇され又は死亡したときに支給するその月の役割責任給、扶養手当、住宅手当、通勤手当及び食事手当の額は、日割計算により算出した額とする。

ただし、定年退職したとき、死亡したとき又は職員就業規則第 29 条第 4 号の規定により解雇されたときは、その月分の全額を支給する。

(支給日の特例)

第 18 条 第 7 条第 4 項、第 9 条第 3 項又は第 4 条の規定による役割責任給又は諸手当の支給日は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の支給日によらないことができる。

(役割責任給の減額)

第 19 条 一般職員が欠勤、遅刻、早退等（職員就業規則第 20 条第 1 項の場合を除く。）により勤務しなかった日又は時間があるときは、次の算出方法により算出した額をその職員の給与から減額する。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 欠勤の場合

日割り計算により算出した役割責任給の額×欠勤日数

(2) 遅参、早退等の場合

$$\frac{\text{当該月の役割責任給月額}}{\text{月平均所定労働時間}} \times \frac{\text{勤務しなかった時間（分単位）}}{60}$$

第 3 章 役付職員及び専任職員に関する給与

(適用範囲)

第 20 条 この章は、役付職員及び専任職員を対象に支給する給与について定める。

(支給形態)

第21条 役付職員及び専任職員の給与は年俸制とする。

- 2 この章における年俸制は、給与の支給形態を4月1日から翌年の3月31日までの1年度単位によって運用するものとする。

(給与の区分)

第22条 役付職員及び専任職員の給与は年俸、通勤手当及び食事手当とする。

- 2 通勤手当については第10条の規定による。

(年俸の更新)

第23条 年俸の更新は、理事長が別に定める年俸額基準表によるものとし、年俸の更新は原則として毎年4月1日に行う。

- 2 年俸の更新についての細目は理事長が別に定める。

(支給日及び支給方法)

第24条 給与の支給日は、毎月16日（その日が休日に当たるときは、その前の日でその日に最も近い休日でない日）とし、その月の初日から末日までの間の給与を支給する。

- 2 年俸を12月で除することにより行う月割計算により算出した額を月払年俸額として支給し、支給方法は第14条第2項の規定による。

(休職者の年俸の特例)

第25条 休職を命ぜられた役付職員及び専任職員に対する休職期間中の給与は、支給しない。

- 2 役付職員及び専任職員が傷病により休職した場合は、全国健康保険協会管掌保険の給付申請を行うことができるものとする。
- 3 役付職員及び専任職員が命により他の機関に派遣され、当該機関により給与を受ける場合には、当該職員の給与は支給しない。

(新たに役付職員及び専任職員となった者の取扱い)

第26条 新たに役付職員及び専任職員になった場合、復職した場合及び年俸に変更があった場合は、当該職員に対し新たな年俸を提示し第24条第2項により算出した月払年俸額を管理職員になった月から年俸対象期間の末日までを支給する。

- 2 月の途中に年俸の変更等があった場合の当該月については、日割計算により算出した額とする。

(退職者等の月払年俸額)

第 27 条 役付職員及び専任職員が、次の各号の一に該当するときは、その月に支給する月払年俸額を日割計算により算出した額とする。

- (1) 休職を命ぜられ休業したとき
- (2) 退職したとき
- (3) 解雇されたとき（職員就業規則第 29 条第 3 号の規定による解雇を除く）

2 役付職員及び専任職員が、定年退職したとき、死亡したとき又は就業規則第 29 条第 3 号の規定により解雇されたときは、その月分の全額を支給する。

(支給日の特例)

第 28 条 第 28 条及び第 29 条の規定による給与の支払日は、第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の支給日によらないことができる。

(月払年俸額の減額)

第 29 条 役付職員もしくは専任職員の月払年俸の減額は、第 20 条の規定による。この場合「一般職員」とあるのは「役付職員」もしくは「専任職員」に、「役割責任給の額」及び「役割責任給月額」は「月払年俸額」と読み替えるものとする。

(昇給又は降給)

第 30 条 役付職員もしくは専任職員が現に受けている月払年俸の額を受けるに至った時から 12 月を下らない期間の成績の程度に応じて昇給又は降給させることができる。

- 2 昇給又は降給の細目は、理事長が別に定める。
- 3 昇給又は降給の時期は、毎年 4 月 1 日とする。

第 4 章 雑 則**(休暇に対する取扱い)**

第 31 条 年次有給休暇、特別休暇、生理休暇又は職員就業規則第 20 条の欠勤日は、給与計算上出勤したものとみなす。

(日割計算の方法)

第 32 条 この規程に定める役割責任給、扶養手当、住宅手当及び月払年俸額（以下「役割責任給等」という。）の日割計算の方法は、役割責任給等の月額を 1 年間における 1 月平均所定労働日数（小

数点第1位未満切捨) で除した額に、役割責任給等の支給を開始する日からその月の末日まで、又はその初日から役割責任給等の支給を停止するまでの日曜日及び土曜日以外の日数を乗じることにより行うものとする。

(端数の処理)

第33条 この規程の定めるところによる給与計算において生じた円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

附 則 (平成23年4月6日 規程第6号)

この規程は、平成23年4月6日に施行し、公益財団法人笹川スポーツ財団の設立の登記の日(平成23年4月1日) から適用する。

附 則 (平成25年5月24日 規程第33号)

この規程は、平成25年5月24日に施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年4月1日 規程第58号)

この規程は、平成29年4月1日に施行する。

附 則 (平成31年4月1日 規程第65号)

この規程は、平成31年4月1日に施行する。

附 則 (令和元年6月12日 規程第73号)

この規程は、令和元年6月12日に施行し、令和元年6月1日から適用する。

附 則 (令和6年5月31日 規程第80号)

この規程は、令和6年5月31日に施行し、令和6年4月1日から適用する。